

令和4年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	2
条例議案	7
一般議案	4
補正予算議案	2
合計	15

令和4年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
2	令和4年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	
3	北九州市手数料条例の一部改正について	
4	北九州市市税条例の一部改正について	
5	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
6	建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について	建築都市局
7	北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部改正について	教育委員会
8	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	行政委員会
9	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約締結について	技術監理局
10	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
11	鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について	
12	建物等の取得について	
13	令和4年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
14	令和4年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
15	北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部改正について	産業経済局

No 1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について  <p style="text-align: right;">(財政局税務部税制課)</p>
<p>北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの</p> <p>1 固定資産税及び都市計画税</p> <p>商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、課税標準額の上昇幅を、評価額の5パーセントから2.5パーセントに引き下げる。(付則第11条、付則第18条関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>	

No  
2

令和4年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について

(財政局財務部財政課)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業を処理するため令和4年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 歳入歳出補正額

(単位：千円)

区 分	補正前	補正後	補正(専決)額
歳入歳出額	608,218,000	610,650,000	2,432,000

2 専決処分年月日

令和4年5月16日

N o  
3

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の設定（別表関係）

区分	手数料の金額
一戸建て住宅	1件につき6,500円～73,000円
共同住宅等	1件につき22,000円～5,328,000円を、同一の建築物において認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額
区分所有住宅	1件につき22,000円～5,328,000円

2 施行期日

令和4年10月1日

<p>N o 4</p>	<p>北九州市市税条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(財政局税務部税制課)</p>
<p>地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得における課税方式を所得税と一致させる。(第17条、第23条、付則第17条の3、付則第23条の4の2、付則第23条の5関係)</p> <p>(2) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度まで延長する。(付則第7条の3の2関係)</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準について、本市において適用する特例率を4分の3とする。(付則第9条の2関係)</p> <p>(2) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される一定の施設等の課税免除の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。(付則第15条の5関係)</p> <p>(3) 地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等の不均一課税の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。(付則第15条の7関係)</p> <p>3 都市計画税</p> <p>地域決定型地方税制特例措置の対象となる、貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準について、本市において適用する特例率を4分の3とする。(付則第20条関係)</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

4 施行期日

2 及び 3 は、公布の日

1 (2) は、令和 5 年 1 月 1 日

1 (1) は、令和 6 年 1 月 1 日

<p>N o 5</p>	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)</p>
<p>岩ヶ鼻市民プールの廃止に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 岩ヶ鼻市民プールの廃止に伴う規定の整備（別表第1関係） 岩ヶ鼻市民プールの廃止に伴い、同プールの使用料に係る規定を削除する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	



<p>N o 6</p>	<p>建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正 について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</p>
<p>駐車場整備地区等において建築物の新築等を行う場合の駐車施設の付置の特例を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 駐車施設の付置の特例の追加 (第7条関係)</p> <p>特に民間開発の促進等を図る必要がある地域内で建築物の新築等を行う場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地から500メートル以内の場所に一定の駐車施設を設置したときは、当該建築物又はその敷地内に駐車施設を付置しないことができる。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>	

No 7	北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部改正について  (教育委員会学校教育部生徒指導課)
<p>北九州市いじめ問題専門委員会に臨時委員を置くことができるようにするため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 臨時委員の新設（第3条、第4条、第6条関係） いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関することを調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 8	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  (行政委員会事務局選挙課)
---------	---

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定を改めるもの

1 選挙運動用自動車の使用に係る費用の公費負担の限度額の引上げ  
(第4条関係)

契約の種類	現行	改正後
自動車の借入れ 契約の場合	1日につき 1万5,800円	1日につき 1万6,100円
自動車の燃料供給 契約の場合	1日につき 7,560円	1日につき 7,700円

2 選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額の引上げ  
(第8条関係)

(1) 作成枚数が5万枚以下の場合

現行	1枚当たり7円51銭
改正後	1枚当たり7円73銭

(2) 作成枚数が5万枚を超える場合

現行	$\frac{1 \text{枚当たり} \quad 5 \text{円} 2 \text{銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{万枚}) + 37 \text{万} 5,500 \text{円}}{\text{作成枚数}}$
改正後	$\frac{1 \text{枚当たり} \quad 5 \text{円} 18 \text{銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{万枚}) + 38 \text{万} 6,500 \text{円}}{\text{作成枚数}}$

(次頁に続く)

(続き)

3 選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額の引上げ(第11条関係)

(1) ポスター掲示場の数が500以下である場合

現行	1枚当たり $\frac{525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31\text{万}500\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$
改正後	1枚当たり $\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31\text{万}6,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$

(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合

現行	1枚当たり $\frac{26\text{万}2,530\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 31\text{万}500\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$
改正後	1枚当たり $\frac{27\text{万}655\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 31\text{万}6,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$

4 施行期日  
公布の日

No 9	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約締結について  <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 契約金額 7億6,725万円</li><li>2 契約方法 一般競争入札</li><li>3 工 期 契約締結の日から令和5年9月30日まで</li><li>4 契約の相手方 北九州市門司区小森江三丁目12番10号 九鉄工業株式会社</li></ol>	

No 10	市道路線の認定、変更及び廃止について  (建設局道路部管理課)
----------	---------------------------------------

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

\	数	延 長	面 積
認 定	15 路線	1,539 m	7,939 m <sup>2</sup>
変 更	4 路線	24 m	△957 m <sup>2</sup>
廃 止	4 路線	△199 m	△594 m <sup>2</sup>

<p>N o 1 1</p>	<p>鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町 牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について (建設局道路部街路課)</p>
<p>鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山 海岸線架道橋新設工事委託協定の一部を変更するもの</p> <p>1 既決委託金額 4 6 億 9 , 9 8 8 万 7 , 0 0 0 円</p> <p>2 変更委託金額 4 6 億 9 , 1 3 2 万 9 , 0 0 7 円</p>	

<p>N o 1 2</p>	<p>建物等の取得について</p> <p style="text-align: right;">(建設局公園緑地部緑政課)</p>
<p>小倉北区上到津四丁目に整備する建物及び工作物を特定公園施設として買い入れるもの</p> <p>1 建物の取得</p> <p>(1) 建物の所在地</p> <p style="padding-left: 2em;">小倉北区上到津四丁目 1 3 3 番地 4</p> <p>(2) 建物の構造及び数量</p> <p style="padding-left: 2em;">到津の森公園南側エントランス整備事業で事業者が整備する特定公園施設であるエントランス施設</p> <p style="padding-left: 2em;">鉄骨造り平家建て 1 棟</p> <p>2 工作物の取得</p> <p>(1) 工作物の所在地</p> <p style="padding-left: 2em;">小倉北区上到津四丁目 1 3 3 番地 3</p> <p style="padding-left: 2em;">小倉北区上到津四丁目 1 3 3 番地 4</p> <p style="padding-left: 2em;">小倉北区上到津四丁目 1 3 6 番地 1</p> <p style="padding-left: 2em;">小倉北区上到津四丁目 1 3 6 番地 4</p> <p>(2) 工作物の数量</p> <p style="padding-left: 2em;">到津の森公園南側エントランス整備事業で事業者が整備する特定公園施設であるエレベーター、ブロック積み擁壁、階段、広場、公園照明灯等の工作物 1 式</p> <p>3 買入れ予定金額</p> <p style="padding-left: 2em;">2 億 8 0 0 万円。ただし、当該金額を上限として精算した後に確定するものとする。</p>	



No.	件名	要 旨	
令和4年度予算規模	区分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	91億4,790万円	6,197億9,790万円
	特別会計	11億5,800万円	3,966億4,260万円
	企業会計	0千円	2,627億8,519万円
	合計	103億590万円	1兆2,792億2,569万円
13	令和4年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額	91億4,790万円
		2 総額	6,197億9,790万円
14	令和4年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	11億5,800万円
		2 総額	58億5,500万円

N o  
1 5

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金  
条例の一部改正について

(産業経済局地域経済振興部中小企業振興課)

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例  
の有効期間を延長するため、関係規定を改めるもの

1 有効期間の延長（付則第2項関係）

現行	改正後
この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

2 施行期日

公布の日